

## 区画整理法第76条の許可申請提出書類(2部)

1. 許可申請書
2. 委任状(代理人が手続きをする場合)
3. 誓約書
4. 仮換地指定通知書又は仮換地証明書(仮換地位置図、仮換地指定図添付)
5. 共有地使用承諾書(共有地を使用する場合共有者の印鑑登録証明書)
6. 借地使用承諾書(借地を使用する場合地主の印鑑登録証明書証明)
7. 土地の登記簿謄本、登記簿地籍図(公図)
8. 現況写真(申請区域を朱線で表示する)
9. 建築計画概要書(第二面)
10. 建築図面(案内図、配置図、求積図、平面図、立面図、断面図、基礎伏図  
敷地の縦横断図)  
※壁、庇及び基礎等は隣地境界線からの距離がわかるように表示すること、  
及び造成(計画)宅盤高を表示すること。
11. その他施行者及び許可権者が必要とするもの。

-----  
-----  
-----  
-----

注1：津嘉山北地区は地区計画の導入地区であり、地区計画に適するよう担当  
部署と事前に協議すること。

注2：住居表示については、担当部署と協議すること。

# 許 可 申 請 書

令和 年 月 日

南 風 原 町 長 殿

申請者住所

氏 名 印

(TEL )

土地区画整理法第76条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

## 記

申請 位置	従前の宅地				
	仮換地	底 地			
		換 地			
権利の区別					
仮換地指定年月日		年 月 日	仮換地面積	㎡	
申請行為の種別		1 建築物の（新築、増築、改築、移転） 2 工作物の（新築、増築、改築、移転） 3 土地の形質の変更 4 移動の容易でない物件の設置、たい積			
用途及び構造・階数					
\		申請部分	申請以外の部分	合 計	空 地 比
行為地面積		㎡	㎡	㎡	— 10
建築面積		㎡	㎡	㎡	
延べ面積		㎡	㎡	㎡	
その他必要な事項					
※施行者受付欄		※南風原町受付欄		※許可関係欄	
				許可年月日	
				令和 年 月 日	
				南 区 指 令 第 号	

(備考)

- 1 「権利の区分」の欄は自己所有地、借地、公有地等を記入し、自己所有地以外の場合は、申請に係る行為の土地所有者等の承諾を証する書類を原則として添付すること。
  - 2 「申請行為の種別」の欄は該当するものを○で囲むこと。
- ※のある欄は申請者において記入しないこと。

(注意) 許可申請書は2部提出してください。

# 誓約書

私は、津嘉山北土地区画整理事業区域内で建築行為をするにあたり、施行者からの下記の事項について承諾した上で遵守し履行しますので、許可して下さいようお願いいたします。

## (誓約主旨)

建築行為等の工事に際し、施行者が管理する施設「道路、公園、水路」及び施行者が施工した構築物について損害を与えないこと及びスムーズな区画整理事業運営を行えるよう、下記事項に十分に留意し承諾した上で施工する。なお、当該施設等に損害等を与えた場合、建築行為者が施行者へその旨、状況について報告し施行者の指示に従い補修、復元をすることを誓約する。

## 記

1. 工事着手前の現場状況が把握できるよう写真撮影します。
2. 工事用資材等は道路上に置きません。やむをえず道路を占有する場合は道路占用許可を受ける。また、所轄警察署の道路使用許可を受けます。
3. 施行者が管理する施設及び宅地等に土砂及び資材等を放置しません。
4. 施工者の設置した境界杭が支障となる場合、施行者の立ち会いのうえ逃げ杭の復元を行います。
5. 工事現場への重量車両の搬入搬出は、構築物の損害に十分気をつける。損傷した構築物等は、責任を持って現状復旧を行います。
6. 建築行為前には測量士等による確定測量同等の精度を要する位置だしを行った後に施工を行います。
7. 申請以外の構築物及び敷地囲い塀・擁壁等の設置は絶対行いません。やむを得ず設置する場合でも確定測量同等の精度を要する位置だしを行い、施工者の立会いを受けてから設置します。また、施工誤差等により確定測量時に清算金が発生することになっても異議申し立て致しません。

8. 計画地盤より地盤の高さを変更する場合は、隣接地主の承諾書（印鑑証明添付）をもらうこと。
  9. 当該土地区画整理事業地区は、地区計画の導入地区であり、地区計画に適合するよう担当部署と協議のうえ計画を行います。
  10. 建築行為等の工事に際し、敷地の造成及び排水処理等については、自己負担にて施工します。また、計画道路施工後についても同様とします。
  11. 下水道事業が完了するまでは浄化槽を設置し、完了後は下水管へ自己負担（敷地内）で接続します。
  12. 土砂については、道路及び隣地へ流出のないよう努めます。雨水、土砂流出による民地間でのトラブルの際は、双方で話し合い解決します。
  13. その他施行者が必要と認めた場合には、その指示事項に従う。
- ※ 以上、上記事項を守らなかった場合、又は施行者の指示に則らない場合は、現状復旧を命ぜられてもそれに従います。

津嘉山北土地区画整理事業  
施行者 南風原町長 赤嶺正之 殿

令和 年 月 日

建 築 主 住 所

氏 名

印

設 計 士 住 所

氏 名

印

# 借地承諾（証明）書

借地地名地番	南風原町字津嘉山	番地
借地面積	m <sup>2</sup> （ 坪）	
土地所有者	住所	氏名
管理人	住所	氏名
借地人	住所	氏名

上記のとおり 施行のため私有物を貸与することを  
承諾（証明）します。

令和 年 月 日

土地所有者（管理人）氏 名 印  
又は名称

借  
地  
部  
分  
位  
置

※一筆地より分割して借地する場合は、その一筆地全体を書き入れてから、  
借地部分の位置を表示して下さい。

